

食品健康影響評価について

(牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム
の販売用の容器包装の内容物に直接接触する部分以外に使用できる合成樹脂を追加する件に
ついて)

1. 経緯

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第18条第1項の規定に基づき、食品用器具及び容器包装につ
いては、「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号。以下「370号告示」という。)にお
いて規格基準が定められているが、一部の乳及び乳製品の容器包装等については、「乳及び乳製品の成
分規格等に関する省令」(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)において別途規格基準
が定められている。

今般、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム
の販売用の合成樹脂加工紙製容器包装の内容物に直接接触する部分以外に使用できる合成樹脂として、
業界からの要望を踏まえ、ポリプロピレン及びナイロンを追加することについて、薬事・食品衛生審議会食
品衛生分科会器具・容器包装部会で審議を行った結果、以下の理由により、了承されたところである。

- ① 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム
の販売用の容器包装の内容物に直接接触する部分以外に使用できる合成樹脂について、既に合成樹
脂製の容器包装では、ポリプロピレン及びナイロンが使用できるとされている。合成樹脂製容器包
装と合成樹脂加工紙製容器包装において、直接接触する部分以外に使用できる樹脂の安全性の考
え方は同様であるため、合成樹脂加工紙製容器包装にポリプロピレン及びナイロンを使用してもヒト
の健康に影響を及ぼすような変化は生じないと考えられること。
- ② 内容物に直接接触する部分以外へのポリプロピレン及びナイロンの使用により、容器の耐気体透
過性、耐浸透性、さらには印刷適性に対する向上が見込まれること。

2. 改正の概要

合成樹脂加工紙製容器包装においても、内容物に直接接触する部分以外にポリプロピレン及びナイロ
ンを使用できることとする。

3. その他

既にポリプロピレン及びナイロンについては合成樹脂製容器包装に使用されているが、ヒトの健康に影響
を及ぼした事例については承知していない。また、内容物に直接接触する部分にはこれまでどおり使用で
きないこととすることから、ヒトの健康に悪影響を及ぼすことはない考える。

4. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた後に、規格基準設定のための乳等省令の改正について、
所要の手続きを進めることとする。

牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム
の販売用の容器包装に用いる合成樹脂について、内容物に直接接触する部分以外に使用でき
る合成樹脂として、容器形態を問わず、ポリプロピレン及びナイロンを追加することについて

合成樹脂製容器包装

(外側)



(食品側)

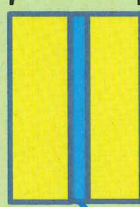
この部分に使用できる樹脂

- ・ポリエチレン
- ・エチレン・1-アルケン共重合樹脂
- ・ナイロン
- ・ポリプロピレン
- ・ポリエチレンテレフタレート

ポリエチレン
エチレン・1-アルケン共重合樹脂
ポリエチレンテレフタレート

合成樹脂加工紙製容器包装

(外側)

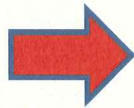


(食品側)

この部分に使用できる樹脂

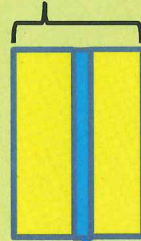
- ・ポリエチレン
- ・エチレン・1-アルケン共重合樹脂
- ・ポリエチレンテレフタレート

ポリエチレン
エチレン・1-アルケン共重合樹脂
ポリエチレンテレフタレート



合成樹脂加工紙製容器包装(改正案)

(外側)



(食品側)

この部分に使用できる樹脂

- ・ポリエチレン
- ・エチレン・1-アルケン共重合樹脂
- ・ナイロン
- ・ポリプロピレン
- ・ポリエチレンテレフタレート

ポリエチレン
エチレン・1-アルケン共重合樹脂
ポリエチレンテレフタレート